

1. はじめに（教育活動の背景とねらい）

情報化社会の進展は、スマートフォンやタブレット端末など、機器を変化させながら更に進んでいる。インターネットの利用率は13～59歳では9割を超え、6～12歳でも7割以上がインターネットを利用している。また、情報のデジタル化により、情報の複製や再利用が容易になった。さらに、情報システムのネットワーク化が進んだことにより、電子メールやソーシャルネットワーキングサービスなど誰でも手軽に情報の送受信ができるようになってきた。そのに伴い、著作権法もインターネットによる動画や音楽の違法ダウンロードや電子書籍の複製等に対応する改正が進んでいる。教科の学習の中にも著作権を意識した内容が盛り込まれ、国語の3・4年生の「読むこと」に関する指導や5・6年生の「書くこと」に関する指導では引用で出典を明らかにするとともに、著作権を尊重し保護することが指導要領解説に明記してある。

そこで、5・6年生を中心にして著作権に関して指導を行った。身近な事例や児童達の必要感を感じることができる事例を基に、著作権について学ぶことで著作権に関して意識を高め、日常から著作権を意識した行動が取れるようになるのではと考え本実践に取り組んだ。

2. 教育活動を行う前の児童生徒の状況

事前のアンケート調査の結果、6年生においては、動画サイトを見たことがある児童が28人中16人であり、主な視聴内容は、動画や音楽であった。また、5年生においても、動画サイトを見たことのある児童が28人中15人であり、主な視聴内容は動画であった。その一方でインターネット上の動画や音楽が違法ダウンロードにつながる危険性等について正しく理解できている児童はごく少数であった。

このことから学年の半数以上の児童が日常生活の中でインターネット上の動画や音楽と触れる機会があるが、著作権についての知識が不足しているという実態が浮き彫りとなった。そこで、より児童の実生活に生かせる教育活動とするために、児童にとって身近な課題を取り上げ、日常生活の場面と関連付けながら著作権教育を行っていくことが急務であると考えられた。

3. 教育活動を行うにあたって目指したもの（教育活動の視点）

本実践では、児童が課題意識を持って学習課題を調べ、分かったことを生かして文章等に表現する活動を通して、児童に著作権を大切にしなければならないという意識を持たせることや児童の実生活に生かすことのできる著作権教育とすることを目的としている。そのために以下の3点を視点として設定した。

- ①身近な事例をもとにした課題の設定
- ②Web ページを活用した著作権に関する調査
- ③実生活に生かす取り組み

4. 教育活動の指導計画、スケジュール

①第6学年

月	時間	学習内容	注意した点・ねらい
10月	1時間	地域のよさを伝える方法を考えよう	著作権を守るために正しく知るという課題意識を持たせ、著作権について知りたいことを出させる。
11月	1時間	著作権について調べよう	Web ページを活用して著作権についての個人の課題を調べることで正しい知識を獲得させる。
11月	1時間	「著作権虎の巻」をつくろう	著作権を守るために気を付けたいことをまとめ、著作権を大切にする態度を養う。

②第5学年

月	時間	学習内容	注意した点・ねらい
10月	1時間	著作物を探そう！	本、絵画、キャラクターなどの著作物を身の回りから見つけ、著作権への関心を高める。
10月	1時間	著作権って何だろう？	著作権とは何なのかについて「コピーライト・ワールド おじゃる丸編」を活用して調べ、著作権を大切にする態度を養う。
11月	1時間	引用して文章を書こう	それまでの学習を生かし、表やグラフ等を正しく引用して文章を書く活動を行う。

5. 教育活動の内容、流れ

(1) 第6学年

①身近な事例をもとにした課題の設定

1学期に学習した際にまとめた、ふるさと人吉のよさをどうやって発信していくかを考えさせた。その際、人吉のよさをまとめるときに明記していた伝えたい相手（人吉以外の人・観光客・外国人等）を想起させ、伝える方法を考えさせた。個人で考えた後、グループで伝える方法を出し合い、どの方法が一番伝えたい相手に伝わる方法かを考えさせた。その中で、「ポスターにしているいろんな場所に貼らせてもらう」や「テレビに出る」、「インターネットにのせる」などの意見が出た。伝える方法を考えた後、問題や困ることはないだろうかと投げかけたところ、児童から「著作権や個人情報は大丈夫なのだろうか。」という意見が出された。そこから、著作権を守るためには著作権について知らなければならないという課題意識を持たせ、著作権について知りたいことを出させた。

児童が出した調べたいことの主なものは以下の通りである。

- ・どこで調べたのかを書けばインターネットにのせていいのか
- ・著作権を守るのにお金は必要なのか
- ・写真や絵、似顔絵にも著作権はあるのか
- ・だれがOKすれば写真を使っていいのか
- ・著作権に違反しないようにするには（何がよくて、何がだめか）
- ・自分が書いた絵に著作権はあるのか

②Web ページを活用した著作権に関する調査

次に、前回考えた著作権に関して調べたことを、Web ページをもとにして調べた。使用する Web ページは、URL をコピーしたものを共有フォルダに保存し、児童が共通して使えるようにした。使用した Web ページは公益社団法人著作権情報センター（CRIC）の5分でできる著作権教育の中にある、著作権豆知識の部分と、コピーライトワールドおじゃる丸編である。児童は、自分が調べたい内容を確認しながら著作権について調べ、学習シートに記入していった（写真1）。

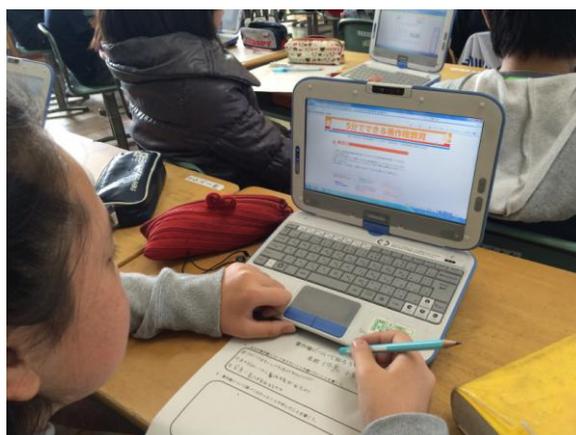


写真1 Web ページを見ながら調べている様子

児童からは、「非営利目的なら、著作権がないというわけでないということが分かった。」「動画をコピーするときには必ず許可がいるんだということが分かってよかった。」などの調べた内容に関する感想とともに、「アニメ風で覚えやすいし、難しいことは書いてないのですぐに分かった。」と用いた Web ページに関する感想も見られた。

③実生活に生かす取り組み

「どうして著作権を守らなければいけないのか」を児童に考えさせた。児童からは「法律に違反するから。」「作品の価値を守るために守らなければいけない。」等の意見が出された。そこから、みんなで著作権を守っていくために「6年1組の著作権虎の巻をつくろう」と課題を設定し学習を進めた。

これから著作権を守っていくために学級のみんなで気を付けたいことをまずは個人で考えさせた。個人で考えた後、個人のタブレットから意見を電子模造紙に書き込み、全員で「6年1組著作権虎の巻」を作り上げていった（写真2）。その後、電子模造紙を提示しながら、出された意見を確認し合いながら意見を整理し、「6年1組著作権虎の巻」を完成させた。

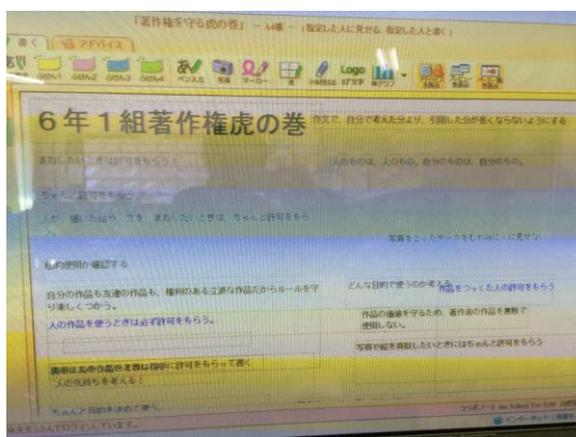


写真2 児童が書き込んだ電子模造紙

学習後の児童からは、「みんなで考えた虎の巻はみんなで守ります。」「著作権を守って生活していきたい。」「人の気持ちを考える、許可をもらう、目的を決める、私的使用か、などを考えて自分にできることをしていきたいです。」との感想が聞かれた。

(2) 第5学年

①身近な事例をもとにした課題の設定

まず学習の導入として児童に©（コピーライトマーク）を提示し、見たことがあるか、またどこ

で見たことがあるかを尋ねた。その結果、見たことはあるが、どんなところにあるかまでは分からないと答えた児童がほとんどであった。

そこで第一時では教室など、児童の身の回りにある著作物探しを行った。(写真3) 児童はキャラクターが描かれた筆記具など、たくさんの場所で著作物を見つけることができた。

その後、この©のマークは何のマークなのかを児童に考えさせたところ、著作権というキーワードは出たが、それがどんなものかについては答えが出なかった。そこで「著作権とはどんなものなのか調べよう」という学習課題を設定し、著作権についての疑問を出させた。

学習後の児童からは「たくさんのものに©がついているのだなということが分かった」「著作権がついているものをたくさん探したいと思った。」という、著作権への関心を示す感想とともに、「いつもキャラクターのイラストを描いているけど、著作権は大丈夫か心配です。」という、普通の生活と関連付ける感想も見られた。



写真3 著作物探しの様子

②web ページを活用した著作権に関する調査

前時の学習で著作権とは何だろうかという課題意識を持つことができたため、著作権とは具体的にどのようなものなのかについて、1人1台のタブレットPCで「コピーライト・ワールドキッズおじゃる丸編」を活用して調べ活動を行った。(写真4)

Web ページの構成が事例に則したものになっているため、普段の家庭でのインターネットの利用状況と比較しながら学習を進めることができた。

学習後の児童からは「自分が楽しむためのお絵かきとしてキャラクターを描くのは大丈夫と聞いて安心した。」「学校の音楽会や発表会で合唱をするときには著作権が問われないと知ってすごいと思った。」といった普段の生活の中に著作権が生きていることへの驚きや「家で音楽や動画を見るときには著作権違反に気をつけようと思った。」という、著作権を考慮した感想が多く見られた。



写真4 web ページでの調査活動の様子

③実生活に生かす取り組み

前時の調べ学習で得られた著作権についての知識を他教科の学習でも生かしていくために、5年国語「図や表を引用して書こう」(光村図書出版)の学習と関連させ、資料を正しく引用して文章を書く活動を行った。まず導入で図や表を引用する際にも著作権に配慮する必要があることを確認し、以下の3点を引用する際の表記上のルールとして設定した。

- ①単行本、雑誌等から引用する場合・・・著者『書名』(出版社、出版年)、頁
- ②インターネット上から引用する場合・・・「表題」(ページ名、URL、アクセスした日付)
- ③資料を参考に自分で表などを作成する場合も①②と同様に記載する。

児童は参考とした資料に付箋を貼って、後で振り返ることができるように工夫したり、写真資料の場合は肖像権に配慮して顔ができるだけ写らないものを選択したりするなど、これまでの著作権学習を生かして文章を作成することができた。学習後の児童からは、「著者の人の気持ちを考えて、きちんと引用先を書きたいと思いました。」という感想が見られた。

6. 教育活動を行った後の児童生徒の変容（教育活動の効果）

学習後の児童の感想の中に「これから著作権を守るために、違法なサイトを見たり、ダウンロードしたりしないように気を付けたいです。」と日頃の自分の生活と重ね合わせている姿が見られた。また、「著作権を守っていくためには、まずは著作権のことをもっと知って、そしてそれを伝えていきたいと思います。」という感想があり、著作権を守ることを広げていこうとする意識が見られた。さらに、法律に違反するからという法令遵守の面だけではなく、「真似された人が嫌な気持ちにならないようにしていきたい。」等の情意面から著作権を守ろうという意識も生まれてきた。

知識理解面では、第1時と第3時後に著作権確認テストを行い比較した。第1時後の正解率は58.9%であったが、第3時終了後には88.1%になっており、著作権に関する理解が深まっている様子が見て取れた。

7. 成果と課題

(1) 成果

- 著作権について理解を深めることができた。
- 法令遵守の面だけでなく、情意面からも著作権を守ろうという気持ちが見られるようになり、相手意識を伴った著作権遵守の意識が高まった。
- 作品の価値を守るなど知的財産を尊重する意識の高まりが見られた。

(2) 課題

- 小学校段階6年間を通じての系統を考える必要がある。
- 相手意識を更に高め、著作権を守る意識を高めるために外部講師等とつながりを持たせる必要がある。
- 一度学習して終わりではなく、他教科との関連を図ることで、著作権について継続的に様々な視点で考えることができるようにする必要がある。

8. 参考文献・添付資料

(1) 参考文献

- ・総務省：通信利用動向調査 2014
- ・文部科学省：教育の情報化に関する手引き 2010
- ・文部科学省：小学校学習指導要領解説国語編 2008

(2) 使用した参考資料

- ・公益社団法人著作権情報センター「5分でできる著作権教育」
「コピーライトワールドおじゃる丸編」

(3) 提出物「学習シート」「児童が作成した著作権虎の巻」

* レポートは5ページ（「表紙」を除く）以内に収めてください。